

■書評

川瀬光義 著『台湾・韓国の地方財政』
(日本経済評論社 1996年)

小 森 治 夫[†]

本書は、好著『台湾の土地政策－平均地権の研究』の著者である川瀬光義氏が、東アジア3カ国(台湾・韓国・日本)の地方財政の国際比較研究に実証的に挑んだ、パイオニア的な力作である。

本書は、以下のように、序章と終章を含む全9章から構成されている。

- 序 章 いまなぜ韓国・台湾の地方財政か
－比較東アジア地方財政の研究の課題－
- 第1章 台湾の地方自治と地方財政
－孫文の建国構想はどう実現したか－
- 第2章 台北県にみる台湾地方財政の実態
- 第3章 韓国の地方自治と地方財政
- 第4章 韓国の地方税制
- 第5章 韓国・台湾の土地保有税
－韓国の総合土地税を中心に－
- 第6章 台湾の土地増値税
- 第7章 韓国の地方財政調整制度
- 終 章 結びと展望

序章では、本書の課題と構成が述べられる。

「本書は、アジアの中でも台湾と韓国を取り上げ、わが国地方財政との比較においてそれらの特質を解明することを目的としている。」

そして、著者は、地方財政の国際比較の先行研究として、高橋誠氏によるイギリスという基軸国を据えて地方政府の形態、政府間財政関係、地方収入に占める地方税の地位に注目した類型化(北欧型、イギリス型、南欧型、オランダ型)および池上惇氏による地方所得税と課税自主権に着目し

た類型化(アメリカ型、大陸型、スキャンディナビア型)をあげ、いずれも欧米諸国との比較においてわが国の地方財政の特徴づけをおこなっているとする。

これらの先行研究を踏まえた、著者の問題提起は、わが国を含めた台湾・韓国の地方財政を、「東アジア型」として類型化できないかということである。そして、「本書の基本的課題は、この仮説の妥当性を探ることにある。」

第1章では、孫文の建国構想、とくに地方自治の確立の主張に着目し、それが「内戦」を口実とする憲法の事実上の機能停止の状況下で、どのように地方自治制度や地方財政制度として具体化されたかを明らかにする。

第2章は、台湾の地方財政の特質が、自治体レベルでどのような様相を呈しているかを、台北県を素材として検証するケーススタディである。

第3章では、韓国の地方自治と地方財政の形成過程と現状が検証される。わが国とよく似た韓国の地方行財政制度が、どのように形成されたかを歴史的に考察しつつ、民主化宣言以降の地方財政の膨張を分析している。

第4章では、韓国の地方税制の歴史と現状が分析される。その中で、韓国の地方税制の特質として、税源配分における中央政府への偏在が導きだされ、その特質がどのようにして形成されたのかを明らかにする。

第5章では、台湾・韓国の土地保有税の特徴が分析されるが、その中心は韓国の総合土地税にあり、わが国の土地保有税よりすぐれていると評価す

[†] 鹿児島県立短期大学

る。

第6章では、前著『台湾の土地政策－平均地権の研究』の成果を踏まえて、80年代の地価高騰を契機として論争が活発化した、台湾の土地増値税改革をめぐる諸問題が考察される。

第7章では、わが国とよく似た韓国の地方財政調整制度、すなわち地方交付税と国庫補助金の歴史的形成過程を分析しつつ、韓国的な特質を明らかにする。

終章では、台湾・韓国の地方財政の諸特徴が改めて総括され、地方財政の新しい類型として「東アジア型」の成立が展望される。

「東アジア型」とは、「第1は、所得課税を中央政府がほとんど独占し、自治体の課税自主権はまったく認められていないこと、第2は、中央集権的な事務配分方式により、地方自治体が国の下請け機能的な役割を担わされていること、第3は投資的支出を主とした歳出構成でありながら地方債への依存度がきわめて低いこと、第4は、補助金の多寡にふりまわされている台湾の郷鎮県轄市財政、および繰越金が慢性的かつ大量に発生していた韓国の地方財政にみられるように、住民の日常生活にかかわる基礎的サービスの供給機関にふさわしくない、不安定な財政状況を呈していること、などである。」

以下では、本書で提起された「東アジア型」に関連して、アジア社会の見方と類型化の意義について、私見を述べてみたい。

まず、従来のアジア社会に関する議論を簡単に整理してみよう。

アジアを専制と停滞の社会と見る見方は、近代ヨーロッパ社会との対比において生み出されたものである。それをマルクスはアジア的専制主義(＝東洋的専制主義)として社会的に理論化し、①共同体の集積関係、②国家的土地所有、③大規模な治水灌漑事業と特徴づけた。ウィットフォーゲルは、マルクスの「大規模な治水灌漑事業」とウェーバーの「強力な官僚制」を中心的な概念として、アジア的専制主義の概念を独自に発展させた。

ウィットフォーゲルは、灌漑と治水の「管理者達」

はその職務を通して、「支配階級」になり、農民の搾取は「絶対君主」と「行政的役人階級」から構成される「階級国家」によって達成されたと主張した。また、ウィットフォーゲルは、封建社会の分散された農業秩序は、新たな生産と所有の勢力、とりわけ資本主義(商業・産業資本主義)の成長を許したが、「東洋的」農業は調整する権力(水力国家)を必要とし、それが強力な商業・産業資本主義の成長を妨げ、経済制度を「停滞」の状態に保った、つまり、東洋的社会においては資本主義は発展しないと主張した。

しかしながら、現代アジアにおける NIEs を筆頭とする資本主義の発達をみれば、やはりアジアにはアジア型の資本主義、ヨーロッパ型とは異なる個性ある資本主義が発達する、と言うべきであろう。

宮本憲一氏は、「韓国と台湾の高度成長の原因として、非民主的な政治制度や政府と企業の癒着をあげる研究者がいる」、「基本的人権や民主主義の未確立という後進性をバネにして急成長したという理解である。これはある面では正当であり、民主化がすすみ、基本的人権が確立していけば、成長率は低くなる可能性があるが、「それだけでは、韓国と台湾の急成長を説明できない。とりわけ、これらの両地域が経済の高度成長とともに政治、教育や文化など社会全体にわたる近代化をすすめてつつあることを考えると、その原因を政治よりも、経済(生産関係)それ自体にもとめる必要があるだろう」と述べ、韓国と台湾の成長の要因として、①農地改革、②社会資本とりわけ交通通信手段の整備、③教育の大衆化とくに高等教育の発達による高度な技術や管理能力をもつ労働力の創出、をあげている。(宮本憲一・植田和弘編『東アジアの土地問題と土地税制』、3～5ページ)。

次に、アジアの類型化の議論については、ウィットフォーゲルは、①「エジプト型」(中国、古代バビロン及びペルシアを含む)、②「日本型」、③「インド型」に分類し、①は灌漑・治水のための大規模な超地域的水利施設と支配的官僚機構をもつ、アジア的専制主義の「純粋」な形態の代表、②は小規

模な灌漑及び小規模な治水,あるいはその一方を行い,支配的戦士階級をもつ一種の「軍事封建的」形態の代表,③は①と②の「中間の位置」にあるものと考えた。また,ウィットフォーゲルは,日本に着目して,中国とは際だった対象をなす産業資本主義の急速な発展を指摘し,日本はその小規模な灌漑によって,「アジア的」色合いをもった国であったが,社会・歴史的には中世西欧の封建専制諸国と類縁性があつたと指摘した。

他方,宮本憲一氏は,「両地域(韓国と台湾)の近代化はレーニンが農業の資本主義化の二つの道といったイギリス型ともプロシャ型とも異なっている」,「あえていえば,東アジア型といえるかもしれない」と述べ,「東アジア型」を提起している(宮本・植田編,前掲書,5ページ)。本書の著者である川瀬氏の「東アジア型」の提起もこの宮本氏の提起

をうけたものと思われる。

このような「型」を検出する類型化論の意義とは何であろうか。それは,本書においては韓国の制度は日本の制度をモデルにしてつくられていると分析されているように,それぞれの地域・国がもつ多様な特質や固有性を,(例えば池上氏の地方財政の国際比較に関する類型化の場合なら,地方所得税と課税自主権という)共通の言語を媒介にして翻訳し,学習することにより,他地域・他国の政策や制度を改良することである,と言えよう。

最初にも述べたように,本書は東アジア3カ国(台湾・韓国・日本)の地方財政の国際比較研究に実証的に挑んだ,パイオニア的な力作である。より理解を深めるためには,川瀬氏の前著『台湾の土地政策—平均地権の研究』と併せて,本書を一読されることを望みたい。